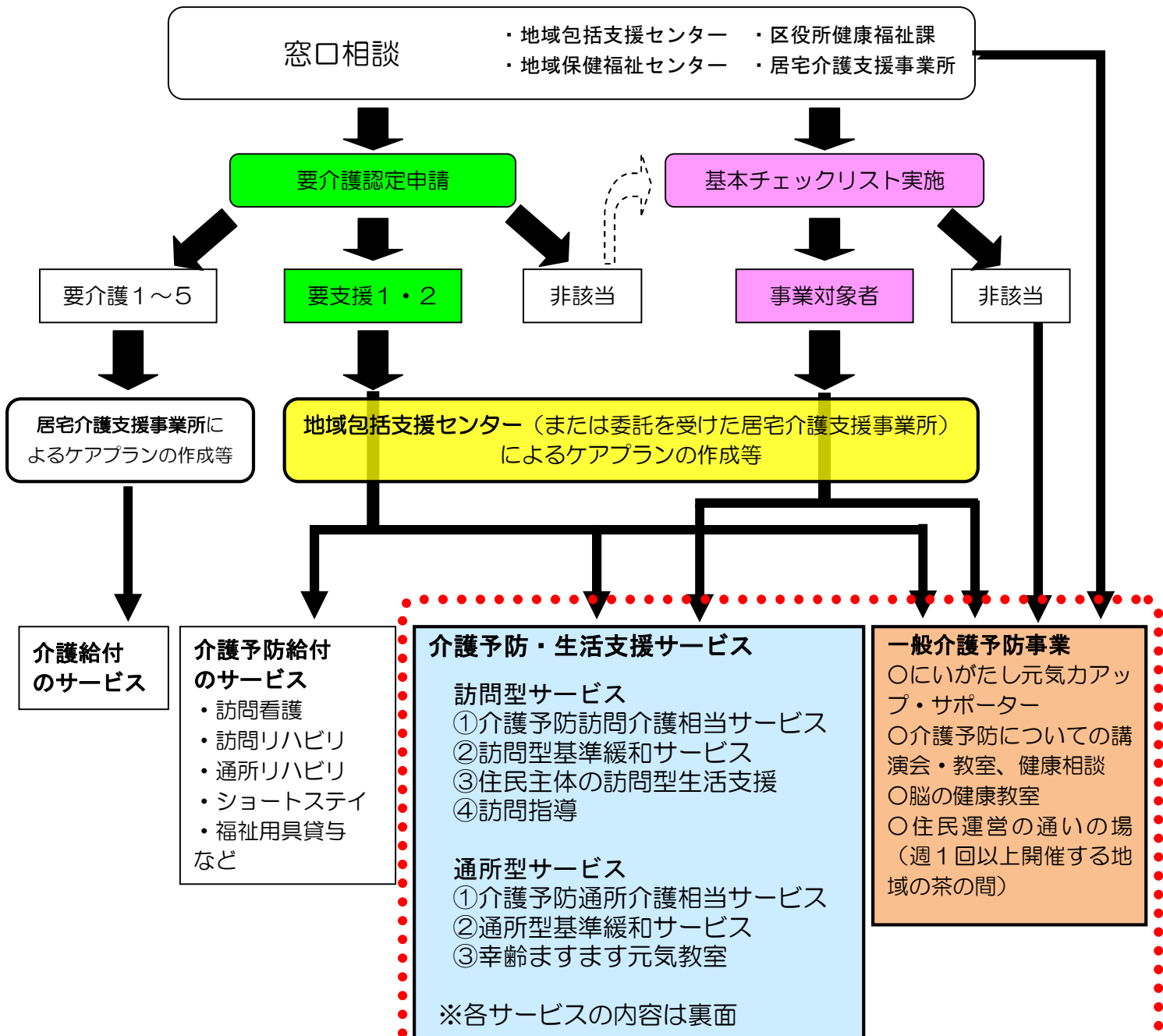


新潟市介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)のご案内

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、65歳以上の方を対象として新潟市が行う介護予防や生活支援のサービスです。訪問型サービス・通所型サービス等は要支援1・2と認定された人や基本チェックリストで該当となった人(事業対象者)が利用でき、一般介護予防事業は65歳以上の全ての人が利用できます。

サービス利用までの流れ



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

新潟市介護予防・日常生活支援総合事業 各サービスの内容

	名称	内容
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	従前のサービスと同じ基準・内容で実施され、有資格者のヘルパーが食事、入浴、排せつの介助や掃除、調理、買い物等の生活援助を行います。
	訪問型基準緩和サービス	市が実施する研修を受けたヘルパー等が掃除、調理、買い物等の生活援助を行います。
	住民主体の訪問型生活支援	地域住民等のボランティアが、ゴミ出しや買い物等の困りごとに対する支援を行います。
	訪問指導	保健師や看護師等が訪問し、相談を受け助言することで、生活機能の維持・向上を図ります。
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	従前のサービスと同じ基準・内容で実施され、デイサービスセンター等の施設において、機能訓練、入浴、食事などを行います。
	通所型基準緩和サービス	デイサービスセンター等の施設において、運動やレクリエーション等を行います。
	幸齢ますます元気教室	週1回3か月の短期間で「体やお口の体操」や「運動・お口の健康・栄養についての講座」を実施し、心身機能の維持向上を図ります。

補足

総合事業を開始したことで何が変わったの？

介護保険制度の改正により新しく「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設され、新潟市では平成29年4月から実施しています。

